

# TRUST CLUB クリアカード特約

## 第1条(用語の定義)

- 1.本特約で特に定義されていない用語は、その他特約の定めがない限りダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約(以下「会員規約」という)の語句の用語の意味と同様とします。
- 2.本特約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとします。

## 第2条(TRUST CLUB クリアカード)

- 1.TRUST CLUB クリア Visaカードおよび TRUST CLUB クリア マスターカード(以下「クリアカード」という)は、ショッピング利用した場合、支払区分がすべてリボルビング払いとなるカードをいいます。
- 2.会員は、クリアカードのショッピング利用に際して、一回払い、二回払い、ボーナス一括払いおよび分割払いは指定できないものとします。

## 第3条(毎月支払元金および支払方式)

- 1.クリアカードのリボルビング払いの支払元金は、会員規約にある「TRUST CLUBカード別表【リボルビング払いのご案内】2.支払方式および支払元金」および「TRUST CLUBカード別表【キャッシングサービスおよびカードローンのご案内】2.カードローン支払方式および支払元金」のテーブルで規定する締切日利用残高に応じた「フレックス変額コース(残高スライド方式)」の支払元金を基礎とし、1万円単位で会員が支払元金としてあらかじめ指定した金額(以下「指定金額」という)が締切日時時点で当社に登録されている場合は、フレックス変額コースの支払元金と指定金額とを比較して高いほうの金額(同額の場合はいずれか一方の金額)が、当該締切日において計算される約定請求債務の支払元金になるものとします。なお、指定金額の登録がない場合は、「フレックス変額コース(残高スライド方式)」のテーブルで規定される支払元金となります。
- 2.前項の比較によって支払元金が締切日ごとに設定される支払方式を「クリアカードコース(残高スライド方式)」といたします。

## 第4条(支払方式の変更)

クリアカードの支払方式は、「クリアカードコース(残高スライド方式)」のみとなり、他のコースへの変更はできないものとします。

## 第5条(キャッシングサービス)

当社は、会員がクリアカードを使用してキャッシングサービスを利用した場合であっても、カードローンの利用があったものとして取り扱うものとします。

2019年7月1日改定